

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、平成 29 年 5 月 19 日、三重一般労働組合及び三重一般労働組合鈴鹿さくら病院分会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成 29 年 5 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 事件
平成 29 年春闘要求の早期解決について
- 2 日時
平成 29 年 5 月 30 日午前 0 時以降要求解決まで
- 3 場所
鈴鹿さくら病院の全職場、または一部職場
- 4 概要
あらゆる形態の争議行為と、これに対する妨害排除の一切の争議行為